

2015年7月アップデート 暫定適格性ガイダンス・クイック・レファレンス・シート

このクイック・レファレンスシートにより、2015年7月アップデート：主題適格性[2015年7月 アップデート]の概要を提供する。2015年7月アップデートにより、追加の具体例、及び特許主題適格性に関する暫定的ガイドライン 2014[2014 IEG]に関するパブリックコメントから 6 つの主なテーマに回答する更なる説明を提供する。アップデートの主要部分は以下のようにまとめられる。

一応有利な事件の要件

2015年7月アップデートのセクション IV で説明したように、適格性の一応有利な事件は、出願人には十分な予告があり、有効に回答できるように、審査官が一つ又は複数のクレームが明確かつ具体的に特許を受けられない理由を説明することを要求している。

主題の適格性については、特許請求された発明に適格性がない理由を明確に述べることにより、例えば、クレームに記載された法的例外を特定し、それが例外であると考えられる理由を説明する理由を付した論拠と、クレーム中の追加の構成要件（がある場合）それを特定し、追加の構成要件が例外をはるかに超えることとはならない理由を説明する理由を付した論拠を提示することにより、審査官の責務が充たされることとなる。この論拠は、必要に応じて、当業者が一般に入手可能な知識、判例法の先例、出願人自身の開示、証拠に依存している。この責務を果たすサンプルとなる拒絶は研修資料、特に具体例5～8に関するワークシートに見ることができる。

更なる具体例

2015年7月アップデートの添付書類1は、コメントからの主なテーマを例証する新たな具体例を提供する。具体例21～25は、追加の構成要件を備えたクレームが法的な例外それ自体をはるかに超えることとなるか否かの判断のための最高裁及び連邦巡回区控訴裁判所の考慮要因の適用を記述している。具体例26及び27は合理化された分析の適用を記述している。具体例23及び27はいかなる法的な例外も対象としていないクレームも記述している。

具体例	特許請求された技術	具体例のタイトル
21	ビジネス手法	株価データの送信
22	GUI	食事療法のためのGUI
23	GUI	不明確な文字情報の再配置のためのGUI
24	ソフトウェア	アラーム制限のアップデート
25	ソフトウェア	ゴムの製造
26	機械	内燃エンジン
27	ソフトウェア	システムソフトウェア-BIOS

具体例の索引

2015年7月アップデートの添付書類2は、新たに発行された具体例及び以前発行された具体例を含む、2014 IEGでの使用のための具体例の包括的な索引である。これは主題、法定のカテゴリー、法的例外（ある場合）、各具体例の関連する考慮要因等の情報を提供する。

適格性のケースの索引

2015年7月アップデートの添付書類3は、米国最高裁判所及び米国連邦巡回区控訴裁判所から選択された適格性の事例を列挙し、引用、主題、分類などの情報を提供する。この添付書類は、抽象的なアイデアのワークショップ研修と共に使用されたケースのまとめチャートのアップデートされたバージョンである。

Step 2Aの抽象的なアイデアを特定

2015年7月アップデートのセクションIII及び第2頁の以下の図は、抽象的なアイデアの特定に関する詳細な情報を提供する。この情報は、最高裁及び連邦巡回控訴裁判所の適格性の判断において抽象的なアイデアであると判示された概念を、共通の特徴に基づいて的記述子[例えば、「人間の活動を体系化する特定の方法」と関連付けている。この情報は、審査官を導き、特許請求された概念が、裁判所が抽象的なアイデアとして特定した少なくとも一つの概念と類似しない限り、抽象的なアイデアとして特定されないことを意味している。